

長崎市告示第 5 9 9 号

長崎市農業振興資金融資要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 1 0 月 5 日

長崎市長 鈴木 史 朗

長崎市農業振興資金融資要綱の一部を改正する要綱

長崎市農業振興資金融資要綱（平成 2 年長崎市告示第 9 2 号）の一部を次のように改正する。

別表特認家畜購入資金の項中「1. 7 %」を「1. 3 %以下」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 2 8 年 4 月 1 日からこの要綱の施行の日前までに貸し付けた特認家畜購入資金は、改正後の長崎市農業振興資金融資要綱別表特認家畜購入資金の項により貸し付けたものとみなす。